

特別民間法人「社会保険診療報酬支払基金」について
《事務・事業説明資料》

法人概要

《基礎データ》

(金額単位:百万円)

役員	20人	うち厚労省出身者	4人
職員	5,087人	うち厚労省出身者	8人
予算	11,862,485	うち国からの財政支出	286

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値。

《組織体制》

「全国組織」

本部	10部6室37課
支部	47支部

本部

【理事会】
(最高意思決定機関)

・保険者代表
・被保険者代表
・診療担当者代表
・公益代表

四者構成

【特別審査委員会】

・診療担当者代表
・保険者代表
・学識経験者

三者構成

支部

【幹事会】
(協議機関)

・保険者代表
・被保険者代表
・診療担当者代表
・公益代表

四者構成

【審査委員会】

・診療担当者代表
・保険者代表
・学識経験者

三者構成

《主な事務・事業》

(金額単位:百万円)

事務・事業	予算	うち国からの財政支出
療養の給付等に係る審査支払業務	注) 84,670	53
高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金	27,889	—
後期高齢者医療制度関係業務	5,470,709	—
前期高齢者医療制度関係業務	3,148,880	—
介護保険制度関係業務	2,398,112	233
その他(退職者医療制度関係業務等)	732,225	—

注) 診療報酬等の取扱金額: 9,420,394百万円(平成20年度)

社会保険診療報酬支払基金の位置付け

○ 健康保険制度における診療報酬の「審査」及び「支払」について、保険者の委託を受けて実施する機関。

※ 社会保険診療報酬支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法の規定に基づいて設立された民間法人（「特別の法律により設立される民間法人」）。

○ 具体的には、全国の医療機関による診療報酬の請求について、審査の上、保険者からの収納及び医療機関への支払を実施。

○ 審査を実施するため、都道府県単位の47支部に「審査委員会」、本部に「特別審査委員会」を設置。

医療機関数 : 約22.7万か所

保険者窓口数 : 約 1.3万か所

レセプト取扱件数 : 約 8.3億件(1か月当たり:約6,900万件)

レセプト取扱金額 : 約 9.4兆円

<平成20年度>

○ そのほか、国からの要請を受けて、「資金を保険者から収納して医療機関へ支払う仕組み」を活用し、高齢者医療制度、介護保険制度等における支援金、納付金等の徴収及び交付金の交付を実施。

【参 考】 社会保険診療報酬支払基金の事業

1. 社会保険診療報酬支払基金法の規定に基づく本来の事業

○ 診療報酬の審査・支払業務 等

2. 国からの要請に基づく事業

○ 健康保険制度関係

- ・ 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置に関する業務
- ・ 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払に関する業務(異常分娩分)

○ 高齢者医療制度関係

- ・ 後期高齢者医療制度における保険者からの支援金の徴収及び広域連合への交付金の交付に関する業務
- ・ 前期高齢者医療制度における保険者からの納付金の徴収及び保険者への交付金の交付に関する業務
- ・ 病床転換助成事業における保険者からの支援金の徴収及び都道府県への交付金の交付に関する業務
- ・ 特定健康診査等決済代行事業
- ・ 被扶養者情報通知経由事業

○ 介護保険制度関係

- ・ 介護保険制度における保険者からの納付金の徴収及び市町村への交付金の交付に関する業務

○ その他

- ・ 退職者医療制度における保険者からの拠出金の徴収及び市町村への交付金の交付に関する業務
- ・ 老人保健制度における保険者からの拠出金の徴収及び市町村への交付金の交付に関する業務